

平成 27 年度 社会福祉法人・施設等に対する指導監査の概況について

高知市健康福祉部指導監査課

平成 27 年度に実施した指導監査のうち、文書により改善を求めた指摘事項について、件数及び主な内容等を公表いたします。

なお、当該指摘事項については、各法人及び施設からの改善報告内容を確認し、すべて改善済み又は改善中であることを申し添えます。

1 概要

社会福祉法人及び各種社会福祉施設は、下表のとおりそれぞれの法律において定義されており、所轄庁の指導監査権限も同様に、法人・施設ごとに法律で規定されています。

これらの法人・施設に対する指導監査には、本市において年度毎に作成する実施計画に基づいて行う「一般指導監査」、運営等に問題が発生した施設等に対して随時実施する「随時指導監査」、運営等に重大な問題が認められる施設等に対して臨機に実施する「特別指導監査」の3つの形態があり、いずれも実地において行われます。平成 27 年度中は、一般指導監査 281 件及び特別指導監査 1 件を実施しました（今回の公表においては、当該随時指導監査及び特別指導監査に係る指摘件数及び指摘内容は除外しております。）。

指導監査の実施頻度は、原則として2年に1回以上としており、民営保育所及び母子生活支援施設のみ毎年実施しています。

なお、特別養護老人ホームに対しては、老人福祉法に基づく指導監査と、介護保険法に基づく実地指導を同時に実施しています。養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（ケアハウス）についても、介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護等の指定を受けているものについては、老人福祉法又は社会福祉法に基づく指導監査に加え、介護保険法に基づく実地指導を併せて実施しています。また、障害者支援施設に対しては、社会福祉法に基づく指導監査と、障害者総合支援法に基づく実地指導を並行して実施しています。これら実地指導の結果については、「平成 27 年度 介護保険事業所及び障害福祉サービス事業所等に対する実地指導の概況について」を参照してください。

施設等種別	法人・施設根拠規定	指導監査根拠規定
社会福祉法人	社会福祉法第 22 条	社会福祉法第 56 条第 1 項
保育所	児童福祉法第 39 条第 1 項	児童福祉法第 46 条第 1 項
母子生活支援施設	児童福祉法第 38 条	児童福祉法第 46 条第 1 項
養護老人ホーム	老人福祉法第 20 条の 4	老人福祉法第 18 条第 2 項
軽費老人ホーム	老人福祉法第 20 条の 6	社会福祉法第 70 条
特別養護老人ホーム	老人福祉法第 20 条の 5	老人福祉法第 18 条第 2 項
障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 11 項	社会福祉法第 70 条
福祉ホーム	障害者総合支援法第 5 条第 26 項	障害者総合支援法第 81 条第 1 項
救護施設	生活保護法第 38 条第 2 項	生活保護法第 44 条第 1 項

2 社会福祉法人に対する指導監査

高知市が所管する社会福祉法人は、高知市内に本部を置き、かつ、当該法人が経営する事業所がすべて高知市内に設置されているものとなります（高知市外でも事業を行っている法人は、高知県又は中国四国厚生局の所管となります。）。

(1) 指導監査実績

	所管数	実施数	指摘件数
社会福祉法人	70	13	7

(2) 主な指摘内容

○ 理事会関係

- ・ 書面回付による理事会の開催は認められていないため、規程については直近の理事会開催時に追認の手続をとること。

○ 基本財産関係

- ・ 施設建物について、速やかに不動産登記を行い、定款において基本財産に追加すること。
- ・ 社会福祉事業の用に供する土地の借用について、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記すること。

○ 会計管理関係

- ・ 経理規程について、新会計基準に拠る会計処理の実態に即し、理事会において速やかに経理規程の改正を行い、遡及適用させること。
- ・ その他の積立金は、事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じる範囲で積み立てること。
- ・ 予算は、事業開始前に理事会の承認を受けて確定させること。

3 保育所に対する指導監査

公立保育所は、2年に1回の頻度で実施しています。

民営保育所 62 施設（認可外保育施設から2施設が新規認可）の経営主体の内訳は、社会福祉法人 60・一般社団法人 1・株式会社 1となっています。

(1) 指導監査実績

	所管数	実施数	指摘件数
公立保育所	24	12	0
民営保育所	62	62	33
（社会福祉法人）	60	60	23
（その他法人）	2	2	10

(2) 主な指摘内容

○ 入所者処遇関係

- ・ 苦情解決の取組について、国が定める指針を参考に、施設としての要綱を策定し、受付担当者、解決責任者及び第三者委員を選任の上、定期的に委員会を開催して苦情内容・対応方針を審議する等、必要な体制を整備すること。

○ 運営管理関係

- ・ 開所時間中は、園長を除く2名以上の有資格保育士を配置するよう体制を改めること。
- ・ 保育の実施のため無償で部分借用している建物について、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日局長連名通知）第1の3各号に基づき、借用に係る契約書を作成すること。
- ・ 無償貸与を受けている保育所用地について、地権者との契約書を作成すること。

○ 会計管理関係

- ・ 経理規程について、速やかに理事会の承認を得て新会計基準に基づく経理規程へ改正し、遡及適用すること。
- ・ 運営費に係る当該会計年度の各種積立金への積立支出及び当期資金収支差額の合計額が、当該施設経理区分の収入決算額の5%相当額を上回る場合は、児発第299号通知5(2)による収支計算分析表を作成し高知市に提出すること。
- ・ 積立金の積立は、積立目的を付した名称（保育所サービス区分に係る積立は、弾力運用に係る積立金に限る。）を設定し、理事会の承認を得ること。
- ・ 保育所サービス区分に係る当期末支払資金残高は、当該年度の保育所運営費（委託費）収入の30%を超えて保有しないこと。
- ・ 前期末支払資金残高の取り崩しは、取り崩し額が当該保育所拠点区分の事業活動収入計（予算額）の3%を超える場合は、理事会の承認を得ること（平成12年3月30日児発第299号3(2)）。
- ・ 小口現金について、現金残高と帳簿残高の不整合が認められたため、原因を究明し適切に処理するとともに、内部牽制に配慮した業務体制の確保に努め、管理すること（運用指針1）。
- ・ 理事長印の管理、押印を、会計責任者が単独で行っている事例が認められた。会計処理に関し、理事長、会計責任者、出納職員は、内部牽制体制に留意した管理体制を確立し、運営すること。
- ・ 貸借対照表の減価償却累計額の数値を正しく表示すること（固定資産管理台帳の減価償却累計額と合致せず）。
- ・ 新会計基準への移行に伴う国庫補助金等特別積立金に係る調整を行うこと（基本財産 建物等）。
- ・ 修繕費で計上している園庭フェンス新設工事費用は、資本的支出として資産計上すること。
- ・ 園所有の車輛による出張に伴い支給された旅費については、園の会計へ戻し入れること。
- ・ 積立金への積立は、拠点区分事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた範囲で積立てること（社会福祉法人会計基準注解20）。

○ 職員関係

- ・賃金規則の規定に反し、一部職員に対して平成 17 年度の高知市行政職給料表が適用されているため、規則との整合を図ること。また、現行の高知市行政職給料表の適用を受ける職員についても、併せて整合させること。
- ・育児介護休業規程に、小学校就学前の子の養育又は要介護状態の家族の介護を行う者に対する時間外労働の制限に係る規定及び 3 歳未満の子の育児支援（短時間勤務）に係る規定を設けること。
- ・高年齢者雇用安定法の改正（平成 25 年 4 月 1 日施行）に伴い、定年及び継続雇用に係る取扱いを見直す等、必要な措置をとること。

○ 防災対策関係

- ・消防用設備等点検を 6 か月毎に実施し、その結果を年 1 回、消防署に届出すること。
- ・避難及び消火訓練は、毎月 1 回以上実施すること。また、その実施内容を抜かりなく記録すること。
- ・防火管理者について、当該施設の職員のうちから有資格者を選任し、消防署に届出すること。

4 母子生活支援施設に対する指導監査

平成 27 年度に実施した指導監査においては、文書指摘事項はありませんでした。

	所管数	実施数	指摘件数
母子生活支援施設	1	1	0

5 老人福祉施設に対する指導監査

(1) 指導監査実績

	所管数	実施数	指摘件数
養護老人ホーム	2	1	1
特別養護老人ホーム	15	13	2
軽費老人ホーム	6	4	3

(2) 主な指摘内容

○ 運営管理関係

- ・主任介護職員を配置すること。
- ・養護老人ホームサービス区分に係る資金収支計算書の当期末支払資金残高は、当期における措置事業収入（事務費・事業費）の 30% 以下の保有とすること（「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（局長連名通知）の 4）。

○ 防災対策関係

- ・消火訓練は年 2 回以上実施し、その内容を具体的に記録すること。

○ 会計処理関係

- ・予算額と決算見込額とに著しい差異が生じることが見込まれる場合、又は、予備費の額を

超える支出が見込まれる場合は、定款の定めに従い、あらかじめ予算を補正すること（「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」第2の3の（3））。

- ・ 投資有価証券を購入又は売却する場合は、それに伴う資金の増減を可能な限り見込んだ上で、予算計上すること。また、当該予算に変更が生じる場合は、補正予算等の承認手続をとること。

6 障害者支援施設等に対する指導監査

平成 27 年度は、指導監査の実施年度に該当しませんでした。

	所管数	実施数	指摘件数
障害者支援施設	4	0	0

7 救護施設に対する指導監査

平成 27 年度は、指導監査の実施年度に該当しませんでした。

	所管数	実施数	指摘件数
救護施設	1	0	0